

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊練馬駐屯地
第338会計隊長 丸山 昌記

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量	備考
使用済車両売払い	仕様書及び別紙内訳書のとおり	KG	4,090.0	

(2) 引渡場所

陸上自衛隊練馬駐屯地 東京都練馬区北町4-1-1

(3) 代金納付期限

令和5年8月31日（木）10時00分まで

(4) 引取期間

令和5年7月1日（土）～令和5年8月31日（木）

(5) 引取期限

代金納付の日から5日以内（令和5年8月31日（木）までに搬出）

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4年・5年・6年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で等級がC以上に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有し、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けているもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせることについて契約担当官等に承認を受けたもの。
 - ア 下請負承認申請をする場合は、入札時までには下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けること。
 - イ 下請負承認申請書には下請負者の連絡先及び担当者名を記載すること。契約担当官等は、下請負承認申請の承認に当たって、入札時までには記載された下請負者を電話等により確認する。確認ができなかった場合は当該下請負者を承認しない。
- (8) 本入札において他の参加業者から下請負者として契約担当官等の承認を受けていないもの。

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊事務室
- (2) 東部方面会計隊ホームページ

4 現場説明会

現場確認が必要な場合は、令和5年5月23日（火）～令和5年6月8日（木）において希望日2日前までに契約担当を通じて要求元に連絡調整されたい。（土日を除く。）

5 入札

- (1) 日時
令和5年6月13日（火）10時00分
- (2) 場所
陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊入札室（189号隊舎1階）

6 入札条件

- (1) 入札金額
入札書には消費税相当額を含んだ金額を記載する。
- (2) 郵便入札
郵便による入札は可とするが、令和5年6月12日（月）17時00分までを到着期限とし、入札書を内封筒に入れ、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (3) 再度入札

ア 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵送による入札参加者があった場合の再度入札時期は次のとおりとする。

イ 日 時

令和5年6月19日（月）10時00分

（※郵送の場合は令和5年6月16日17時00分必着）

ウ 場 所

陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊入札室

7 落札決定方法

- (1) 総額で、かつ予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効

- (1) 本公告の示した資格のない者が行った入札
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合（入札者の記名にあたっては、代表者（責任者）のほか担当者の氏名を記載の上、連絡先も記載すること。ただし代表者（責任者）が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。）
- (4) 電報、電話、ファックス等による入札
- (5) 郵便等による入札で、到着期限に未着なもの。
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合

9 保証金及び賠償金

- (1) 入札保証金
免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、入札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金
免除とする。ただし、契約者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償金
遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

10 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、「陸上自衛隊標準契約（請）書」の様式により契約書を作成し提出するものとする。

11 売払に関する注意事項

- (1) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (2) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (3) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (4) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (5) 貿易管理法に基づく輸出制限
防衛専門車両については、当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

12 その他

- (1) 代表者でない者が入札する場合、入札開始までに委任状を提出すること。
- (2) 入札参加希望者は、令和5年6月12日(月)17時00分までに参加意思表示（電話連絡可）を行うとともに第2項第3号に示す資格審査結果通知書（写）及び引取業者登録通知書（写）を提出すること。（FAX可）
- (3) 入札者は、「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載すること。
- (4) 契約書には、「不用物品売払契約条項」を適用し、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」、「売払い物品の解体に関する特約条項」を付す。
- (5) 連絡先

〒179-0081 東京都練馬区北町4-1-1

陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊契約班 契約担当：池田（内線：2351）

陸上自衛隊練馬駐屯地 練馬駐屯地業務隊 要求元担当：宮奥（内線：2033）

TEL 03-3933-1161 FAX 03-3933-0925（直通）